芦教委第１１号議案

芦屋市教育情報セキュリティ基本方針の策定について

芦屋市教育情報セキュリティ基本方針を別紙のように定める。

令和８年７月２３日提出

芦屋市教育長　野村　大祐

提案理由

市が策定している芦屋市情報セキュリティ基本方針の想定する前提と学校園の情報環境の実態との間に乖離が生じているため、芦屋市教育委員会として、基本方針を策定するもの。

教育情報セキュリティ基本方針の策定について

芦屋市教育委員会
打出教育文化センター
令和８年７月

概要

令和８年９月１日に予定される新たな教育ネットワークの稼働に合わせ、「教育情報セキュリティ基本方針」を策定するものである。
本方針は、児童生徒及び教職員の情報を適切に保護しつつ、情報通信技術の一層の活用を図るための基本的な枠組みを定めるものであり、令和８年９月１日の施行を予定している。
なお、具体的な遵守事項を定める対策基準及び実施手順については、令和９年４月の策定を予定しており、それまでの間は暫定運用要領により対応する。

第１部　基本方針の概要

１　策定の経緯

（1）これまでの運用

本市の教育分野における情報管理は、これまで全庁の情報セキュリティポリシーに準じて運用してきた。教育分野に特化した独自の方針は定めておらず、全庁共通の基準により対応してきたところである。

（2）独自方針を要する理由

近年、学校園における情報環境は大きく変化し、全庁の想定する前提と学校園の実態との間に乖離が生じている。主な相違は次のとおりである。

観点	全庁の前提	学校園の実態
利用者	職員（成人）	児童生徒を含み、成長段階に応じた配慮を要する
端末	管理された庁内端末が中心	一人一台端末の持ち帰り及び家庭利用が常態化
利用形態	庁内ネットワークが中心	クラウドサービス及び学習用アプリの利用が日常化
ネットワーク	全庁共通基盤	教育専用ネットワーク（令和８年９月新稼働）

いわゆるGIGAスクール構想の進展に伴い、これらの教育特有の環境が定着したことから、全庁の基準をそのまま適用することが困難となった。

（3）外的な要請

上記に加え、次の事情が独自方針の策定を要請している。

- 国の教育情報セキュリティに関するガイドラインの改訂（令和７年）により、教育委員会ごとの方針整備が求められることとなった。
- 令和７年中に他自治体において複数の情報事故が発生しており、教育現場特有のリスクへの備えが急務となっている。

以上を踏まえ、従来の全庁基準による代用から、教育に特化した独自の方針を整備する段階に至ったものである。

2　基本方針の性格

本方針は、児童生徒及び教職員の情報を保護しつつ、情報通信技術を安全に活用するための基本的な考え方及び枠組みを定める、教育分野における最上位の文書である。

情報セキュリティに関する考え方は、従来の「利用を制限することにより保護する」方針から、「活用しつつ保護する」方針へと転換を図るものであり、これは国の方針とも軌を一にする。

本方針の下位には、具体的な遵守事項を定める「対策基準」及び個別の操作手順を定める「実施手順」を置く体系とする。

基本方針（理念・枠組み）
├── 対策基準（具体的な遵守事項）
└── 実施手順（個別の操作手順）

3　基本方針の構成

本方針は、おおむね次の事項により構成する。

章	主な内容
目的・対象範囲	本方針の目的及び適用対象
推進体制	最高情報セキュリティ責任者等の責任及び役割
遵守事項	情報資産の分類及び取扱いの原則
インシデント対応	事故発生時の報告及び対応の体制
評価・見直し	定期的な点検及び改善

本方針の策定にあたっては、特に次の点に留意している。

- 全庁の情報セキュリティポリシーとの整合を確保すること（本庁関係課と調整中）。
- 何人も無条件に信頼せず都度確認を行う、いわゆるゼロトラストの考え方を基礎とすること。
- 事故発生時には全庁の緊急対応体制（CSIRT）と連携すること。

4　補足事項

本方針に関して想定される主な論点は、次のとおりである。

全庁ポリシーとの関係について

全庁の基準は職員及び庁内利用を前提としており、児童生徒の利用、一人一台端末、クラウド活用といった教育特有の実態には十分対応し得ない。このため独自の方針を要するものであるが、上位の考え方は全庁ポリシーと整合させる。

暫定的な運用について

新ネットワークの稼働（令和８年９月）に間に合わせつつ、本体となる対策基準等は令和９年４月に十分な検討を経て策定する。それまでの間は暫定運用要領により対応する。

学校園への配慮について

施行に先立ち、学校園への事前説明及び教職員研修を実施する予定であり、現場に急激な負担を課すものではない。

第２部　全体スケジュール

１　二段階による整備

本方針を含む教育情報セキュリティ関係文書は、次の二段階により整備する。

段階	時期	整備する文書	位置づけ
第一段階	令和８年９月	基本方針及び暫定運用要領	当面の運用の基礎
第二段階	令和９年４月	対策基準及び実施手順	本体の確定（暫定運用要領は発展的に解消）

第一段階において基礎を施行し、第二段階において本体を確定する段取りとしている。

２　当面の日程及び現状

令和８年６月　　基本方針の内容を固める（本庁関係課と整合を確認中）

↓

令和８年７月　　教育長へのご説明（本日）

↓

令和８年７月23日　教育委員会への報告

↓

（決裁）

↓

令和８年９月１日　施行（新ネットワークの稼働と同時）

現在は、基本方針の内容をおおむね固め、本庁関係課との最終的な整合を確認している段階である。

３　中長期の見通し

令和８年９月：基本方針・暫定運用要領施行

基本方針等を施行し、新ネットワークと同時に運用を開始する。

令和９年４月：対策基準・実施手順の確定

対策基準及び実施手順を確定し、暫定運用要領を解消する。

令和11年度末：校務DXに係る目標の達成

国が掲げる校務の情報化に係る目標の達成を見据える。

（以上）

〔公開〕

芦屋市教育情報セキュリティ基本方針

芦屋市教育委員会　打出教育文化センター

制定　令和８年■月■日

施行　令和８年９月１日

版　数　　第　１　版

文書管理区分〔公開〕

目　次

芦屋市教育情報セキュリティ基本方針

第１条（目的）

本基本方針は、芦屋市情報セキュリティ基本方針に関する要綱（平成 16 年芦屋市要綱。以下「全庁基本方針」という。）に準じ、本市の学校園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校のうち、本市が設置する幼稚園、小学校及び中学校をいう。以下同じ。）及び教育委員会事務局が、教育における情報資産を適切に管理するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２　GIGA スクール構想に基づく１人１台端末の整備に伴い、学校園の内外において園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）が安全に ICT を活用するための環境を整備し、もって保護者及び地域住民から信頼される安心・安全な学校園づくりに資するものとする。

第２条（定義）

本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本条に定めのない用語については、全庁基本方針の定義に従う。

(1)　ネットワーク　コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2)　情報システム　コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3)　機密性　情報にアクセスすることが認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(4)　完全性　情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(5)　可用性　情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6)　情報セキュリティ　情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(7)　教育情報セキュリティポリシー　本基本方針及び芦屋市教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(8)　校務系情報　児童生徒等の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報など、学校園等が保有する情報資産のうち、それら情報を学校園・学級等の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒等がアクセスすることが想定されていない情報をいう。

(9)　学習系情報　児童生徒等のワークシート、作品、学習履歴など、学校園等が保有する情報資産のうち、それら情報を学校園等における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教員及び児童生徒等がアクセスすることが想定されている情報をいう。

(10) 校務系システム　校務系情報を取り扱うネットワーク、サーバ及び端末から構成されるシステム（校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムを含む。）をいう。統合型校務支援システムを含む。

(11) 学習系システム　学習系情報を取り扱うネットワーク、サーバ、児童生徒等が利用する学習者用端末及び教員が学習系情報へのアクセスに用いる指導者用端末から構成されるシステム（学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムを含む。）をいう。

(12) 教育情報システム　校務系システム及び学習系システムを合わせた総称をいう。

(13) 教育ネットワーク　教育情報システムを接続するためのネットワークをいう。

(14) 学習者用端末　GIGA スクール構想に基づき児童生徒等に１人１台配備された端末をいう。

(15) 重要性分類　情報資産をその内容及び取扱いの重要度に応じて分類したものをいう。分類の基準は、対策基準において定める。

(16) クラウドサービス　事業者が提供する電子計算機の機能又はソフトウェア等を、インターネットその他の電気通信回線を通じて必要に応じて利用する形態のサービスであって、利用者が必要とする情報セキュリティに関する条件を、契約その他の方法により当該事業者との間で設定することができる余地があるものをいう。

(17) 約款による外部サービス　インターネット上に約款を掲示し、同意した利用者に対して情報処理機能を提供するサービス（電子メール、ファイルストレージ、ファイル転送サービス等）であって、利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、前号のクラウドサービスのように、利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定を行う余地があるものを除く。

第３条（対象とする脅威）

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(6) 児童生徒等による学習者用端末の不適切な利用又は意図しない情報の発信

第４条（適用範囲）

本基本方針は、学校園及び教育委員会事務局（以下「学校園等」という。）において教育における情報資産を職務上取り扱う全ての者に適用する。当該者には、教職員（会計年度任用教職員を含む。以下同じ。）のほか、教育委員会事務局の職員、学校事務職員、支援員、スクールカウンセラーその他教育における情報資産を取り扱う者を含むものとし、これらを総称して「教職員等」という。

２　学習者用端末及び学習系システムの利用に関する事項は、児童生徒等にも適用する。

３　教育情報システムに関する業務の委託を受けた事業者及びその従事者は、契約に基づき本基本方針の関連条項を遵守するものとする。

第５条（情報資産の範囲）

本基本方針が対象とする、教育における情報資産（以下「教育情報資産」という。）は、次のとおりとする。

(1)　教育ネットワーク、教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

(2)　教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書、システムに入力するための書類を含む。）

(3)　教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第６条（教育情報セキュリティ管理体制）

教育情報セキュリティ対策を推進するため、次の管理体制を置く。

(1)　教育最高情報セキュリティ責任者（教育 CISO）　教育長をもって充て、本市の学校園における教育情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。

(2)　教育情報セキュリティ管理者　教育委員会事務局の所管課長をもって充て、教育情報セキュリティ対策の実施に関する事務を管理する。

(3)　学校園教育情報セキュリティ責任者　各学校園の長をもって充て、所属学校園における教育情報セキュリティ対策の実施に関する責任を負う。

(4)　学校園教育情報セキュリティ管理者　各学校園の教頭又は学校園の長が指名する教員をもって充て、所属学校園における教育情報セキュリティ対策の運用を管理する。

２　管理体制の詳細は、対策基準において定める。

第７条（教職員等の遵守義務）

教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

２　教職員等は、教育情報セキュリティポリシーのみならず、個人情報の保護に関する法律、芦屋市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の関連する法令及び条例をも遵守しなければ

ならない。

３　教職員等は、その職を退いた後においても、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

第８条（情報資産の分類と管理）

教育委員会事務局及び学校園は、教育情報資産をその重要性に応じて分類し、当該分類に基づく教育情報セキュリティ対策を実施する。

２　教育情報資産の重要性分類は、機密性、完全性及び可用性の観点から設定し、その基準は対策基準において定める。

３　校務系情報と学習系情報は明確に区分して管理し、それぞれの重要性分類に応じた取扱いを行うものとする。

第９条（情報セキュリティ対策）

第３条の脅威から教育情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1)　組織体制　教育情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2)　物理的セキュリティ　教育情報資産を設置又は保管する施設、サーバ、教室、保育室、通信回線及び教職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

(3)　人的セキュリティ　情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(4)　技術的セキュリティ　コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(5)　運用におけるセキュリティ　教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

第10条（教育ネットワーク及び教育情報システムの構成管理）

教育情報システムは、校務系情報と学習系情報の適切な管理のため、アクセス制御を中心とした技術的対策により、取り扱う情報の重要性分類に応じた保護を行うものとする。

２　校務系システムにおいては、適切なアクセス権の設定及び認証の強化により、校務系情報の機密性を確保するものとする。

３　校務系システムへの学校園外からのアクセスについては、通信の暗号化、端末の認証その他の必要な対策を講じた上で、対策基準に定める条件のもとこれを認めることができる。

４　具体的な構成要件は、対策基準において定める。

第11条（外部委託、クラウドサービス等の利用）

外部委託、クラウドサービス等の利用に当たっては、次の各号に定めるところによる。

(1)　外部委託　外部委託を行う場合には、情報セキュリティを確保できる外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。委託契約においては、秘密保持、再委託の制限、インシデント発生時の報告義務その他必要な事項を定めるとともに、教育委員会事務局は委託事業者における情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に確認するものとする。

(2)　クラウドサービス　クラウドサービスを利用する場合には、取り扱う情報の重要性分類に応じ、対策基準に定めるセキュリティ要件を満たすものとする。利用に当たって必要となる手続その他の細目は、教育情報セキュリティ実施手順において定める。

(3)　約款による外部サービス　約款による外部サービスを利用する場合には、約款、提供条件及び情報管理体制を確認した上で、適切な手続を経て利用するものとする。利用可能な情報資産の範囲、申請の手続その他の細目は、教育情報セキュリティ実施手順において定める。

(4)　ソーシャルメディアサービス　ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、運用手順を定め、発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めるものとする。

第 12 条（学習者用端末のセキュリティ）

教育委員会事務局は、学習者用端末を配備した学校園について、不適切なウェブサイトの閲覧防止、端末の紛失・盗難時の対策その他児童生徒等が安全に端末を利用するために必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

2　学習者用端末の家庭への持ち帰りに当たっては、家庭における利用に関するルールを定め、児童生徒等及び保護者に周知するものとする。

3　学習者用端末の管理方式及びセキュリティ設定の詳細は、対策基準において定める。

第 13 条（児童生徒等のアカウント管理）

児童生徒等が学習系システムを利用するためのアカウントは、教育委員会事務局が一元的に管理する。

2　アカウントの付与、変更及び削除の基準並びに認証情報の管理に関する事項は、対策基準において定める。

3　児童生徒等は、自己のアカウントの認証情報を適切に管理し、他者に利用させてはならない。

第 14 条（インシデント対応）

教育委員会事務局及び学校園は、教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適正に対応するための報告及び対処の手順を定めるものとする。

２　教職員等は、セキュリティ侵害を発見した場合、速やかに学校園教育情報セキュリティ責任者を通じて教育情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。

３　教育情報セキュリティ管理者は、必要に応じて全庁基本方針に基づく全庁の情報セキュリティ管理体制及び外部の専門機関と連携し、被害の拡大防止及び復旧に当たるものとする。

４　重大なインシデントが発生した場合は、教育 CISO に速やかに報告するとともに、原因の究明及び再発防止策を講じるものとする。

第 15 条（教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施）

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

２　自己点検は、各学校園において学校園教育情報セキュリティ責任者の責任のもと、年１回以上実施するものとする。

３　教育情報セキュリティ監査は、教育情報セキュリティ管理者が計画し、必要に応じて全庁の監査と連携して実施するものとする。

第 16 条（教育情報セキュリティポリシーの見直し）

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び教育情報セキュリティに関する状況の変化（文部科学省その他の機関によるガイドラインの改定を含む。）に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

第 17 条（教育情報セキュリティ対策基準及び実施手順の策定）

第９条から前条までに規定する教育情報セキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

２　教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報資産の取扱いについて具体的な実施手順を記載した教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

３　教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市学校園等の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

第 18 条（全庁基本方針との関係）

本基本方針に定めのない事項については、全庁基本方針の規定を準用する。

２　本基本方針と全庁基本方針の規定が競合する場合は、学校教育の特性に鑑み、本基本方針の規定を優先して適用する。

附　則

この基本方針は、令和８年９月１日から施行する。

【要確認事項】（本ページは決裁前に削除）

---

① 制定年月日：決裁日が未確定のため空欄としています。決裁後に補記します（施行日は新教育ネットワーク稼働日と同時の令和８年９月１日で確定）。

② 版数・文書管理区分：本基本方針は理念・原則を定める最上位規程であり、下位の対策基準・実施手順（第17条第3項で非公開）とは異なり、一般に公表を前提としますので、表紙の区分を〔公開〕としています。

③ 条・項・号の表記及び見出し括弧：本案は現行案の表記（条＝算用数字、項＝全角数字、号＝(1)(2)、見出しは丸括弧）を踏襲しています。